

諮問番号：令和4年度 諮問第4号

答申番号：令和4年度 答申第4号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

令和3年4月20日に叔父（請求人の父の弟をいう。以下同じ。）の遺産として〇円（以下「本件遺産」という。）を受領した。

本件遺産のうち、115,099円が自立更生費として認められたが、さらに、ガスコンロ、炊飯器等の購入費用についても認めてほしい。

また、担当のケースワーカーから、115,099円を自立更生費として認める交換条件として前回の審査請求の取下げを求められたことについて、不信感を覚えていることから、令和4年3月31日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 処分庁（札幌市〇区保健福祉部長）の主張の要旨

本件処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 平成21年6月8日、請求人は、処分庁に対し、法による保護（以下「保護」という。）の申請を行い、処分庁は、当該申請を受け、請求人の世帯が保護を要する状態にあると認め、同日付けで保護を開始した。

- イ 令和3年1月9日、請求人は、叔父の死亡により、本件遺産を相続し、また、同年4月20日、本件遺産を受領し、処分庁に本件遺産を受領した旨を報告した。
- ウ その後、処分庁は、関係戸籍の調査、叔母（請求人の父の妹をいう。以下同じ。）からの聞き取り等により、叔父の正確な氏名及び死亡年月日並びに本件遺産の金額を確認した（本件遺産の金額については、上記イの報告どおりであった。）。
- エ 令和4年3月2日、処分庁は、法第63条の規定に基づき、本件遺産の全額に相当する額について返還を決定する処分を行い、また、法第77条の2第1項の規定に基づき、国税徴収の例により徴収する処分（以下「前回徴収決定処分」という。）を行った。
- オ 令和4年3月8日、請求人は、本件遺産の全額に相当する額を納付し、併せて、上記エの各処分を不服とし、札幌市長に対しては、前回徴収決定処分の取消しを求めて審査請求（以下「前回請求」という。）を行った。
- カ 令和4年3月10日、処分庁は、前回請求に係る審査請求書の理由中に家電の買換えを希望する旨の記載があったことから、請求人に対し、事前にその旨を相談しなかった理由を尋ねたところ、請求人は、本件遺産を納付する際に初めて希望するに至った旨を述べた。
- キ 令和4年3月29日、処分庁は、請求人の病状等に鑑み、家電の買換えに関して事前の相談がなかったことはやむを得ないものと判断し、家電の買換費用（家電リサイクル料金を含む。）である115,099円を自立更生費として認定した。
- ク 令和4年3月31日、処分庁は、上記エの各処分を取り消し、本件遺産に相当する額から控除額8,000円及び自立更生費115,099円を差し引いた〇円について、返還を決定する処分（以下「本件返還決定処分」という。）及び本件処分を行った。
- ケ 令和4年4月1日、請求人は、上記クの各処分を不服とし、札幌市長に対しては、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。
- コ 令和4年4月21日、処分庁は、前回請求に対し、却下する裁決を行った。

(2) 判断

ア 令和3年1月9日に、請求人は叔父の死亡により本件遺産を相続しているため、「資力」の発生時点は同日であり、処分庁は同日以降も請求人に対して保護に要する費用を支弁していたことから、請求人は「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」といえる。

また、請求人の「資力」の発生時点は令和3年1月9日であるところ、処分庁は同日以降も請求人に対して保護に要する費用を支弁していたものである。しかし、処分庁が請求人の叔父の正確な氏名及び死亡年月日並びに本件遺産の金額を確認できたのは令和4年2月に入ってからであり、同月までは請求人の相続関係及び本件遺産の金額が確定しなかったこと及び処分庁が関係戸籍の調査、叔母からの聞き取り等を行っていることに鑑みれば、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき、すなわち「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」には該当しないと解することが相当である。

したがって、本件処分に違法性又は不当性は認められない。

イ 請求人は、ガスコンロ、炊飯器等の購入費用についても控除を希望する旨を主張するが、当該主張は本件返還決定処分に対する不服にほかならず、また、担当のケースワーカーから、115,099円を控除する交換条件として前回請求の取下げを求められたことについて不信感を覚えている旨も主張しているが、これら請求人の一連の主張は、本件処分を違法又は不当とする理由にはなり得ないものである。

2 審理員審理の経過（日付は、令和4年）

4月20日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員3名を指名し、その旨を審理関係人に通知
5月19日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
6月22日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
8月26日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
9月2日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和4年）

10月19日	審査庁が、本審査会に諮問
12月26日	第1回調査審議（令和4年度第4回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり（法第8条第1項）、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。

ただし、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

そして、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができ（法第77条の2第1項）、同項の規定による徴収金は、法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる（法第77条の2第2項）。

また、法第77条の2第1項に規定する「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」については、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条の3において、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」と規定されている。

そこで、本件について見ると、令和3年1月9日に、請求人は叔父の死亡により本件遺産を相続したところ、相続は被相続人の死亡によって開始し（民法（明治29年法律第89号）第882条）、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一

切の権利義務を承継するものであり（同法第896条本文）、また、共同相続人は協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始の時に遡って生じることから（同法第909条本文）、請求人は、同日に〇円の資力を有したことが認められる。また、令和3年4月20日、処分庁は、〇円を受け取ったとする収入申告書の提出を請求人から受け、同額から基礎控除額（8,000円）及び自立更生費（115,099円）を控除した額（〇円）について、令和4年3月31日付けで本件返還決定処分及び本件処分を行うことを決定したことが認められる。

そして、本件返還決定処分は、請求人が受けた令和3年1月9日以降の保護が資力があるにもかかわらず受けたものであるとして、請求人に〇円の保護費を返還額として決定したものであると認められるところ、本件処分は、本件返還決定処分により決定された金額の全部を国税徴収の例により徴収するために行ったものであり、法第77条の2第1項に規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けた者がいるとき」に該当するものと認められる。

また、請求人から収入申告書の提出があったのが令和3年4月20日であったこと、戸籍調査により叔父の死亡年月日を確認したのが令和4年1月26日であったこと及び叔母から提出された書類により叔父の遺産の分割の内訳を確認したのが同年2月22日であったことが認められるところ、これらを踏まえると、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかったというような事情も認められないことから、請求人に対する令和3年1月9日以降の保護は、生活保護法施行規則第22条の3に規定する「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」に該当しないことは明らかである。

さらに、本件処分において決定した徴収金の額は本件返還決定処分において決定された金額と同額としているところ、当該徴収金の額を当該決定された金額の一部に制限すべき理由も認められない。

したがって、法第77条の2第1項の規定を適用して本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

次に、請求人はガスコンロ、炊飯器等の購入費用についても自立更生費として認めてほしい旨の主張を行っていることが認められるところ、当該主張は、本件返還決定

処分により決定された金額の全部を国税徴収の例により徴収するために行った本件処分に対する不服ではなく、むしろ本件処分の前提となっている本件返還決定処分に対する不服であると解することが相当である。

そして、請求人は北海道知事に対して本件返還決定処分について審査請求を行っていることが認められるところ、当該主張については、当該審査請求において審理されるべきものであり、本件処分とは無関係であるといわざるを得ない。

また、本件返還決定処分が取り消されておらず、なお有効に存続している限り、本件返還決定処分を前提とした本件処分に違法又は不当な点は認められないと解するのが相当である。

加えて、請求人は担当のケースワーカーから、115,099円を自立更生費として認める交換条件として前回請求の取下げを求められたことについて不信感を覚えている旨を主張する一方で、処分庁はこれを否認しているところ、仮に請求人の主張するような事実があったとしても、本件処分を違法又は不当とする理由にはなり得ない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	片桐由喜
委員	中島正博
委員	津田智成